

第 40 号議案

愛南町自治基本条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町自治基本条例の一部を改正する条例
愛南町自治基本条例(平成 19 年愛南町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。
第 9 条第 2 項中「満 20 歳未満」を「満 18 歳未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

条例第 9 条第 2 項に規定する「満 20 歳未満の青少年」を民法第 4 条の成年の規定に合わせ「満 18 歳未満の青少年」とするため。

愛南町自治基本条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 (住民の権利) 第9条 第1項略 2 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。 以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (住民の権利) 第9条 第1項略 2 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。 以下 略</p>